

## ○可茂衛生施設利用組合職員会議に関する要綱

平成 23 年 1 月 12 日  
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 1 号

(設置)

第 1 条 可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）の運営を円滑に行うため、組合職員による職員会議（以下「会議」という。）を設置する。

(種類)

第 2 条 会議の種類は、次のとおりとする。

- (1) 課長会議
- (2) 係長会議

(構成員等)

第 3 条 前条に掲げる会議の構成員及び開催方法は、次のとおりとする。

	課長会議	係長会議
構成員	事務局長、課長	係長
開催方法	定期開催及び随時開催	定期開催及び随時開催

(議事進行及び庶務)

第 4 条 会議の議事進行は、議長が行ない、庶務は、事務局が行う。

- 2 課長会議の議長は、事務局長とし、事務局は、総務課課長補佐とする。
- 3 係長会議の議長は、総務係長とし、事務局は、総務係とする。

(付議事案)

第 5 条 会議に付すべき事案があるときは、緊急性のあるものを除き、当該会議開催日の 7 日前までに当該事務局に事案を提出しなければならない。

- 2 事務局は、前項の規定により提出された付議事案を整理し、議長と相談の上、会議に提出するものとする。

(構成員以外の者の出席)

第 6 条 第 3 条に規定する会議の構成員以外の者であっても、次の場合は、会議に出席し、意見を述べることができる。

- (1) 事前に議長の許可を得ている場合
- (2) 議長から出席の要請があった場合

附 則

この訓令は、平成 23 年 1 月 12 日から施行する。